

# 事業場外の保管場所は300m以上

## 改正廃棄物処理法 省令を公布、詳細確定

環境省は1月28日、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を公布した。建設廃棄物を事業場外で保管する場合、保管場所の面積は300平方メートル以上とされ、建設系廃棄物の処理責任の元請業者「元化」に関する例外条項の中身など詳細部分が決まった。

元請一元化の例外条項では下請業者を排出事業者とみなし、業の許可なしに運搬できる廃棄物を省令で定めた。特別管理産業廃棄物を除き、請負代金の額が500万円以下の建設工事と、引き渡しがされる建物の瑕疵の修補に関する工事で、請負代金相当額が50万円以下の工事から出る廃棄物とされた。

また、運搬方法についても1回当たりの量が1立方メートル以下であることが明らかなように区分する。事業場の所在地の属する都道府県または隣接する都道府県の区域内に存在する施設（積み替えまたは保管の場所を含み、元請業者が所有）に運搬するなど、運搬途中で保管しないこととされ

た。運搬を行う下請業者はこの規定による運搬であることと証明する書面を携行することとなつた。運搬の定期検査については、検査期間は、使用前検査を受けた日、直近で行われた変更許可に係る使用前検査を行って、検査期間は、使

用前検査を受けた日、直近で行われた定期検査を受けた日、直近で行われた変更許可の有効期間満了日までは任意のタイミングで申請可能。

マニフェストA票の保存期間は5年とされ、産業廃棄物の運搬または処分の受託者はマニフェストの交付を受けずに引き渡しを受けてはならず、違反すれば措置命令の対象となる。

（関連記事5面に掲載）

画の概要、施設や処理の状況をインターネットで公開し、一定頻度更新していくこと、ISO14001、エコアクション21などの認証制度で認められていて、電子マニフェストの利用が可能、直前の3事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上、法人税を滞納していないことなど。

都道府県知事は優良基準に適合すると認められる場合、優良マークの公表について、公表すべき情報は現行法上、記録が義務化されている事項と同じ、各月の維持管理情報は当該月の翌月の末日から3年間。公表方法はインターネットその他、適切な方法で行う。処理業者の優良化の促進として、処理業者の能力や実績が一定の基準を満たす業者は優良業者と認定される。その際の優良の基準が省令で定めた。主なものは、従前の許可の有效期間で事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと、法人